

Title	C・A・F・Meehings氏の逝去を悼む
Sub Title	
Author	森岡, 敬一郎(Morioka, Keiichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1981
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.51, No.1/2 (1981. 6) ,p.176, 208- 176, 208
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	余白録
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19810600-0176">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19810600-0176</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## C・A・F・Meekings 氏の逝去を悼む

(二〇八ページへ続く)

永年国立公文書館にあって、中世研究の最も基礎的な分野に多くの功績を残された C. A. F. Meekings 氏が、退官後も日ならずして他界せられたことは、遠く異国の中世史の一学徒にとっても誠に惜しむに余りあるものがある。同氏は永く国立公文書館の Assistant Keeper として、中世法律・司法文書の分類の改定を行なわれたことは著名であるが、これから我々初学者の受ける恩恵は少いとしても、同氏の豊富で適格な司法の運営に関する知識に裏付けられた多くの文書史料の校訂出版、また古文書史料に則した研究論文からは、学ぶべきものが多い。その若干を示せば、一九六一年に Wiltshire Archaeological and Natural History Society, Record Branch Publications, XVI (現在 Wiltshire Record Society) として刊行された Crown Pleas of the Wiltshire Eyre, 1249. 兼た、歿後国立公文書館の後任者 David Crook 博士によって補筆刊行された The 1235 Surrey Eyre, (Surrey Record Society, XXXI, 1979) Introduction 及び「十三世紀の General Eyre の理解のためには不可欠の参考書であろう。前者にあつては、Wiltshire 一地方の General Eyre ばかりでなく、General Eyre の研究として Helen Cam 女史の著名な研究以降の最高のものであらう。また、後者は、現在公刊されたのは「Introduction」のみで Meekings 氏の得意とされる Eye Roll 本文の校訂の部分はなお未公刊であるが、その「解説」で Eye Rolls に記載されている種々の訴訟手続のメカニズムを解説し、これらの文書を、純制度史的な研究以外に利用する時、いかなる有効性があるのか、またいかなる他の文書と併用しなければならぬのかを詳しく説明している。この点は、史料に則しての史実そのものの再検討に入ることが可能になりつつある現在の我が国の西洋史研究者にとって、極めて有益な手引でもある。なお、両者ともに、訴訟関係者の詳細な Biography からなる Appendix を含む。これは、Eyre Roll を利用して州社会構造の解明を行なう時には、絶対不可欠の知識の宝庫である。同氏の後期の Feet of Fines の編纂、解説 (Surrey Fines 1509-1588, Surrey Record Society, XIX, 1946. 後に再版) を評して L. C. Hector 氏が「Post-Mediaeval Fines 一般の教科書」と言っているのに倣って、「十三世紀 Eye Rolls 取扱の教科

書」と言うことも出来よう。

同氏退官後謝恩のために一九七八年に、*Medieval Legal Records edited in memory of C. A. F. Meekings* (H. M. S. O. 1978) が出版された。同書には、氏の主要著作及び学界への種々の寄与を述べた Hector 氏の頌辞がある。

今時、時代の変化は著しく急速である。歴史学界も社会の一部である限り、この時代の影響を免れることは出来ない。歴史研究の新分野の開拓が叫ばれ、また新しい視角に立つ研究の成果が世に問われる。こうした新研究、新傾向は、時代の新らしさのあるものを体現しているのでそれだけ人々の注目を集め易く、高級ジャーナリズムにも取上げられる機会が多い。しかし、あるものは手法の漸新さのみが売物であったり、また、周辺の事実の発掘のみは終ったり、提言のみに終ったりしていることも少くない。我々としては、こうした新動向から意味あるものを取り、史実の再構成と検討を通じて、それらの新しい提言を選択的、批判的に取捨して新しい歴史像を構想して行かなければならない。こうした場合に、Lady Stenton あるいは Meekings 氏のように古文書・史料に沈潜したなかから必しも目新らしくはない分野での史実の確定に終始した業績が、逆説的に、反って意味をもつこともある。特に異国にある我々にとっては、計り知ない価値があるかも知れない。基本的事実の確定とか、事実確定の過程で陥り落ちた穴とかを教示してくれるからである。

同氏には、尚未発表・未完成の仕事もあるようである。今後、これらが然るべき学者の助力によって公刊され、我々異国の研究者にもその恩恵にあづかれるようになることを心から待望してやまない。

(森岡 敬一郎)